

○甲府市公衆浴場法施行条例

平成30年12月26日

条例第40号

(趣旨)

第1条 この条例は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般浴場 法第1条第1項に規定する公衆浴場（次号において「公衆浴場」という。）であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設をいう。
- (2) その他の浴場 一般浴場以外の公衆浴場をいう。
- (3) 原湯 浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。
- (4) 原水 原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。
- (5) 上がり用湯 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。
- (6) 上がり用水 洗い場及びシャワーに備えつけられた水栓から供給される水をいう。
- (7) 浴槽水 浴槽内の湯水をいう。
- (8) 飲料水 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水（以下「水道水」という。）その他飲用に適する水をいう。
- (9) 貯湯槽 原湯等を貯留する槽をいう。
- (10) ろ過器 浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、纖維等を除去する装置をいう。
- (11) 集毛器 浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪及び比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。
- (12) 循環配管 湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管をいう。
- (13) 回収槽 浴槽からあふれ出た湯水（以下「オーバーフロー水」という。）を回収する槽をいう。
- (14) 調節箱 洗い場の湯栓及びシャワーに送る湯の温度を調節するための槽をいう。

(配置の基準)

第3条 一般浴場に係る法第2条第2項に規定する設置の場所に関する同条第3項の条例で定める配置の基準は、既設の一般浴場から直線距離で300メートル以上の距離を有することとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 工場その他の事業場の福利厚生施設として浴場を設置する場合
- (2) 改築その他大規模の改造等により、その構造設備の同一性を失うため、又は一般浴場を承継して浴場業を営むため新たに許可を受ける場合
- (3) 土地の状況、人口の密度その他の公衆衛生上の理由により、市長が特に必要と認めた場合

- 2 前項の距離は、浴場本屋の外側周壁のうち、相互の最も近い部分間で測定するものとする。
- 3 その他の浴場に係る法第2条第2項に規定する設置の場所に関する同条第3項の条例で定める基準は、これを設けない。

(構造設備の基準)

第4条 一般浴場に係る法第2条第2項に規定する構造設備の基準は、次のとおりとする。

ただし、第8号から第10号まで及び第15号に定める基準については、土地の状況、建物の種類、施設の規模その他特別の理由により、これらの基準により難い場合であって、市長が公衆衛生上特に支障がないと認めたときは、これらの基準によらないことができる。

- (1) 出入口には、男女の別を表示し、下足入れ及び傘立てを設けること。
- (2) 脱衣場及び浴室は、男女別とし、相互に、かつ、外部から見通しのできない構造とすること。
- (3) 脱衣場には、衣類及び携帯品を保管できる鍵のある戸棚又は箱を設けること。
- (4) 脱衣場と洗い場との境界は、見通しのできる透明な戸をもって仕切ること。
- (5) 脱衣場は、天井張りとし、床面は、耐水性の材料を用いること。
- (6) 脱衣場及び洗い場には、採光、照明及び換気のための設備を設けること。
- (7) 浴槽及び洗い場は、不浸透性材料を用いること。
- (8) 浴槽の面積は、4.95平方メートル以上とし、浴槽の縁は、その上縁までの高さを洗い場の床面から0.15メートル以上とすること。ただし、温泉における縁の高さについては、この限りでない。
- (9) 洗い場の床面積は、14.8平方メートル以上とすること。
- (10) 洗い場の天井の高さは、3.63メートル以上とすること。
- (11) 洗い場には、汚水の排除を容易にするため勾配をつけるとともに、おおい蓋のある排水溝を設け、衛生上支障がない場所に汚水を排出することができる構造であること。
- (12) 洗い場には、適当な数の清潔な洗い桶及び腰掛けを備えること。
- (13) 浴室には、常に清浄な上がり用湯及び上がり用水を十分に使用できるように、適当な数の湯栓及び水栓を設けること。
- (14) 浴室には、湯気抜き装置を設けること。
- (15) 浴室又は脱衣場の入浴者が利用しやすい場所には、1箇所以上の飲料水を供給する設備を設け、飲用に適したものであることを表示すること。
- (16) 男女別の入浴者用便所を設け、便器及び便槽には、不浸透性材料を用い、流水式の手洗設備を設けること。
- (17) 貯湯槽を設ける場合は、次のとおりとすること。
  - ア 通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つ能力を有する加温装置を備え、これにより難い場合には、貯湯槽内の湯水を消毒する設備を備えること。
  - イ 完全に排水できる構造であること。
- (18) 浴槽水を再利用する場合は、ろ過器を設けること。
- (19) ロ過器を設ける場合は、次のとおりとすること。

- ア ろ過器は、浴槽ごとに設けるよう努めること。
- イ ろ過器は、1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、そのろ過器のろ材は、十分な逆洗浄又は交換が行えるものであること。
- ウ ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を設けること。
- エ 浴槽における原湯及び原水の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。
- オ 循環してろ過された湯水が浴槽の底部に近い部分から補給される構造であること。
- カ 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設けること。
- (20) オーバーフロー水及び回収槽内の水を浴用に供する構造でないこと。ただし、これにより難い場合には、オーバーフロー還水管（オーバーフロー水を回収槽に導く配管をいう。以下同じ。）は、直接循環配管に接続しない構造とし、回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃が容易に行える位置又は構造とし、回収槽内の水を浴槽水とは別に適切な方法で消毒できる設備を設けること。
- (21) 屋外に浴槽を設ける場合は、その浴槽内の湯水が配管等を通じて屋内の浴槽に混じることのない構造であること。
- (22) 配管内の浴槽水を完全に排水できる構造であること。
- (23) 浴槽ごとに、温度計を備えること。
- (24) 水位計を設ける場合は、配管内を洗浄及び消毒できる構造とし、又は配管等を要しないセンサー方式とすること。
- (25) 気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設ける場合は、次のとおりとすること。
- ア 連日使用している浴槽水を用いる構造でないこと。
- イ 点検、清掃及び排水を容易に行うことができる構造であること。
- ウ 空気取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないような構造であること。
- (26) シャワー設備を設ける場合は、次のとおりとすること。
- ア 適当な温度の湯を供給でき、湯の温度を調節できるものであること。
- イ 立位で使用するシャワー設備を設ける場合は、シャワー水が浴槽及び入浴者にかかるないよう、十分な距離を設け、又はカーテン等を備えること。
- (27) 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。
- (28) 調節箱を設ける場合は、清掃しやすい構造とし、薬剤注入口を設けるなど塩素消毒等が行えるようにすること。
- 2 その他の浴場（次項に規定する浴場を除く。）に係る法第2条第2項に規定する構造設備の基準は、前項各号のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる基準については、蒸気若しくは熱気を使用するもの又は蒸気、熱気若しくは温泉等を組み合わせて使用するもので、構造設備及び営業形態その他特別の理由により、これらの基準により難い場合であって、当該各号に定めるときは、これらの基準によらないことができる。
- (1) 前項第4号、第7号から第10号まで、第12号及び第15号に定める基準 市長が入浴者の衛生上特に支障がないと認めたとき。

- (2) 前項第1号（出入口に男女の別を表示する部分に限る。）及び第2号（脱衣場及び浴室を外部から見通しのできない構造とする部分を除く。）に定める基準 市長が入浴者の衛生上及び風紀上特に支障がないと認めたとき。
- 3 その他の浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に規定する営業に係るものに限る。次条において「風営法適用浴場」という。）に係る法第2条第2項に規定する構造設備の基準は、第1項第6号、第7号、第11号、第13号、第16号から第20号まで、第22号、第25号、第27号及び第28号に定めるもののほか、次のとおりとする。
- (1) 個室の床面積は、6.6平方メートル以上とし、その数は、5以上とすること。
  - (2) 個室には、浴槽又はシャワーを設けること。
  - (3) 入浴設備は、身体の安全を保持できる構造とすること。
  - (4) 個室の出入口は、縦1.7メートル以上横0.6メートル以上とし、扉等を設ける場合は、通路の床面から高さ1.2メートルを底辺として、縦0.3メートル以上横0.6メートル以上の内部を見通すことができる無色透明の窓を設けること。
  - (5) 扉には、鍵その他これに類するものを付けないこと。
  - (6) 浴室の屋外に面する窓は、人影が見えないようにすること。
  - (7) 風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真等を置き、掲げ、又は設けないこと。
  - (8) 待合室、廊下及び個室の照度は、床面において30ルクス以上とし、個室内の照明は、白色のものを用いること。
  - (9) 個室の壁に鏡を掲げ、又は設けないこと。
  - (10) 個室は、個室の出入口から内部全体を見通すことができる構造及び配置とし、見通しを遮る物を置き、又は掲げないこと。
  - (11) 個室内の照明用電灯は、個室外に設けられた1つのスイッチで全部を点滅できるものとし、明暗を調節する器具は備えないこと。
  - (12) 個室には、マッサージ台を除き、マット類、テレビジョン受像機、冷蔵庫等直接入浴に必要なない物品を備え付け、又は持ち込まないこと。
  - (13) マッサージ台の高さは、0.5メートル以上とすること。

（入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準）

第5条 一般浴場の入浴者の衛生及び風紀に係る法第3条第2項の条例で定める措置の基準は、前条第1項に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 入浴者用便所の防臭及び防虫に努めること。
- (2) 水道水以外の水を使用した原水、原湯、上がり用水、上がり用湯及び浴槽水は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。
- (3) 貯湯槽を設ける場合は、次のとおりとすること。
  - ア 貯湯槽の温度を、通常の使用状態において湯の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。
  - イ 定期的に貯湯槽内の生物膜の状況を監視し、生物膜の除去を行うために貯湯槽内の清掃及び消毒を行うこと。

- (4) 浴槽水については、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。
- (5) 浴槽水は、営業中常に満ちているようにすること。
- (6) 浴槽水は、毎日完全に換水すること。ただし、ろ過器を設けて浴槽水をろ過する浴槽にあっては、1週間に1回以上完全に換水すること。
- (7) ろ過器を設けて浴槽水をろ過する場合は、次のとおりとすること。
- ア ろ過器は、1週間に1回以上、逆洗浄その他の適切な方法で生物膜等の汚れを除去するとともに適切な方法で消毒すること。
- イ 循環配管は、1週間に1回以上消毒し、必要に応じて付着した生物膜を適切な方法で除去すること。
- ウ 集毛器は、毎日清掃し、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。
- エ 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常1リットル中0.2ミリグラムから0.4ミリグラム程度を保ち、かつ、最大1リットル中1ミリグラムを超えないよう努めること。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤を用いた場合と同等以上の消毒効果を有する消毒方法により行うものとする。
- オ 塩素系薬剤等はろ過器の直前に投入し、消毒装置の維持管理を適切に行うこと。
- (8) 回収槽内の水を浴用に供しないこと。ただし、回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、回収槽内の水を浴槽水とは別に適切な方法で消毒する場合は、この限りでない。
- (9) 調節箱は、定期的に清掃を行うこと。
- (10) 営業者は、清掃、消毒、検査等の実施状況の他衛生措置等の基準について点検表に記録して、浴場の衛生管理に努め、当該点検表を点検の日から3年間保管すること。
- (11) 新規に営業を開始するとき及び営業を休止した後に営業を再開するときは、配管等の設備を十分に消毒すること。
- (12) 10歳以上の男女を混浴させないこと。
- 2 その他の浴場（風呂法適用浴場を除く。）の入浴者の衛生及び風紀に係る法第3条第2項の条例で定める措置の基準は、前条第2項に定めるものほか、前項各号のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる基準については、蒸気若しくは熱気を使用するもの又は蒸気、熱気若しくは温泉等を組み合わせて使用するもので、構造設備及び営業形態その他特別の理由により、これらの基準により難い場合であって、当該各号に定めるときは、これらの基準によらないことができる。
- (1) 前項第5号及び第6号に定める基準 市長が入浴者の衛生上特に支障がないと認めたとき。
- (2) 前項第12号に定める基準 市長が風紀上特に支障がないと認めたとき。
- 3 風呂法適用浴場の入浴者の衛生及び風紀に係る法第3条第2項の条例で定める措置の基準は、前条第3項並びに第1項第1号から第4号まで及び第7号から第11号までに定めるものほか、次のとおりとする。
- (1) 浴槽水は、使用の都度取り替えること。
- (2) 午前零時から午前6時までの時間には営業しないこと。

(3) 従業員に、風紀を乱すおそれのある服装及び行為をさせないこと。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に法第2条第1項の許可を受け営業している公衆浴場について、甲府市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例（令和4年9月条例第30号）第1条の規定による改正前の第4条第1項第22号ア、エ、カ若しくはキ、第25号又は第27号の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分が改修、改造等により変更され、又は新たに設置されるまでの間は、これらの規定は、適用しない。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の許可を受け営業している公衆浴場（この条例の施行の日前に当該許可の申請をし、同日以後に当該許可を受けることとなった公衆浴場を含む。）について、第1条の規定による改正後の甲府市公衆浴場法施行条例第4条第1項第5号、第17号、第19号、第20号、第22号、第24号から第26号まで及び第28号の規定（同条第2項又は第3項において適用する場合を含む。）に適合しない部分がある場合においては、当該部分が改修、改造等により変更され、又は新たに設置されるまでの間は、これらの規定は、適用しない。
- 3 第1条の規定による改正後の甲府市公衆浴場法施行条例第3条及び第4条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る公衆浴場法第2条第1項の許可について適用し、同日前の申請に係る同項の許可については、なお従前の例による。